

大口町 就労移行支援事業、就労継続支援事業の在宅利用の取扱いについて

就労移行支援事業、就労継続支援事業の在宅利用の取扱いについては、厚生労働省通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日障発第0402001号）」に則って行うものですが、本町における取扱い及び注意点等については下記のとおりとします。

記

1 対象者

在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると本町が事前に判断した者

2 利用条件

- ・事業所の運営規定において、在宅で実施する訓練内容及び支援内容が明記されていること。
- ・厚生労働省通知に記載されている、下記「ア～キ」の対応を行うこと。
 - ア 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。
 - イ 在宅利用者の支援に当たり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。
 - ウ 緊急時の対応ができること。
 - エ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
 - オ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。
 - カ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。
 - キ オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。

3 在宅利用が認められるかどうかの判断等について

在宅でのサービス利用が認められるかどうかの判断は、在宅利用を希望している利用者に対し、サービスを提供する事業者がどのようなサービスを提供するか

ということに基づいて判断するため、事業所は事前に別紙「就労移行支援、就労継続支援の在宅利用にかかる協議書」を提出してください。

4 事業所提出書類

①就労移行支援、就労継続支援の在宅利用にかかる協議書

※具体的な対応方法について詳細に記載してください。特に、ア～キの内容を最低限満たしていることを記載するのではなく、実際の支援をどの程度行うのか詳しく記載してください。（例えば、1日何回、どのような方法（電話、ビデオ通話等）で行うのか、緊急時の対応はどのような状況で誰に対して行うのか等）

※詳細に記載がない場合には、再度提出をお願いする場合があります。

②運営規程の写し（在宅利用について記載があるもの）

③個別支援計画書（在宅利用について記載があるもの）

【問い合わせ先】

大口町健康福祉部長寿ふくし課

電 話 0587-94-0051

FAX 0587-94-0052